

平成 18 年 5 月 1 日

## 「りんごストレートピュアジュースの日本農林規格の制定案」に対する意見書

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格ご担当者 様

東京都中央区日本橋掘留町 1-3-9

日本橋三英ビル 3 階

日本食品添加物協会

会 長 鈴 木 武

「りんごストレートピュアジュースの日本農林規格の制定案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 特色規格のあり方に関する意見

##### (1)意見

食品添加物無表示・不使用を特色とする特色規格の制定は、すべて止めていただきたい。

##### (2)理由

- ①食品添加物を使用しない製品が、品質的に優れ、安全性が高いとの誤認を一般消費者に与える恐れがあると考えられます。
- ②「りんごストレートピュアジュース」の L-アスコルビン酸、エリソルビン酸等の酸化防止剤を使用していないものについては、保存中・開封後に品質の劣化を起しやすくなる恐れがあり、品質的に優れているという科学的根拠に乏しいものと考えられます。

#### 2. 第 3 条 りんごストレートピュアジュースの規格に関する意見

##### (1)意見

原材料中の食品添加物については、有機加工食品の日本農林規格と同様に加工助剤も含めて扱うのが適当であると考えられます。

##### (2)理由

窒素、二酸化炭素、塩酸、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、シリコーン樹脂等の表示の必要がない加工助剤が自由に使用できるのにもかかわらず、L-アスコルビン酸、エリソルビン酸等の酸化防止剤が使用できないのは妥当性を欠き、不適切であると考えられます。

以上